

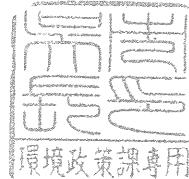
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 J&T環境 株式会社  
代表取締役 露口 哲男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原芳明



許可の年月日 令和5年3月27日

許可の有効年月日 令和10年3月26日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理（混練）

## 産業廃棄物の種類

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）

汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず  
鉱さい

がれき類

ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）

（これらのうち、水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理  
産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 混練施設

ア 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置

処理能力 燃え殻、汚泥及び鉱さい 196.8t/16時間、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及び  
がれき類 163.2t/16時間、ばいじん 187.2t/16時間

イ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 令和5年2月21日設置

処理能力 燃え殻及びばいじん 243.2t/16時間

copy

## (2) 保管施設

ア 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m<sup>3</sup>、燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m<sup>3</sup>イ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m<sup>3</sup>、燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m<sup>3</sup>ウ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 36.5m<sup>3</sup>、燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 59.2m<sup>3</sup>エ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 36.0m<sup>3</sup>、燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 48.7m<sup>3</sup>オ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 140.3m<sup>3</sup>、燃え殻、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器  
くず、鉱さい、がれき類及びばいじん 294.0m<sup>3</sup>カ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 38.5m<sup>3</sup>、燃え殻及びばいじん 450.0m<sup>3</sup>、容器保管キ 広島県吳市川尻町小仁方一丁目37番53 18.1m<sup>3</sup>、燃え殻及びばいじん 225.0m<sup>3</sup>、容器保管

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月27日 新規許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

—有—・無